



29教総情第337号

平成29年10月23日

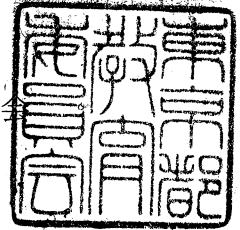
「日の丸・君が代」不当処分撤回を求める被処分者の会

東京「君が代」裁判原告団

共同代表 岩木俊一 殿

共同代表 星野直之 殿

東京都教育委員会



請願について（回答）

平成29年9月22日付けで提出された請願について、別紙のとおり回答いたします。

1. 最高裁・東京高裁・東京地裁判決等で「裁量権の逸脱・濫用で違法」とされた減給・停職処分を行ったことを真摯に反省し、原告らに謝罪し、再発防止策を講じること。
 2. 最高裁・東京高裁・東京地裁判決等で「思想及び良心の自由」を「制約する」とされた職務命令への違反を理由としていかなる懲戒処分も行わないこと。
 3. 職務命令違反を理由に最高裁・東京高裁・東京地裁判決等で違法とされた減給・停職処分などの累積加重処分を行わないこと。
 4. 10・23通達に基づく校長の職務命令への違反を理由とした過去の全ての懲戒処分を即時撤回すること。
11. 減給処分を取り消された現職の都立学校教員に対する再処分を行わないこと。

(回答：上記1から4まで及び11)

卒業式等の式典において国歌斉唱時の起立斉唱等を教員に求めた校長の職務命令が合憲であることは、最高裁判決で繰り返し認められているところであり、職務命令違反があった場合には、個々の事案の状況に応じて厳正に対処します。

また、懲戒処分の撤回は、考えておりません。

なお、判決が確定した事案については、当該各事案に係る判決の内容に応じて、必要な対応を行っています。

(所管：人事部職員課)

5. 10・23通達に基づく職務命令を発出しないこと。

(回答)

平成23年5月30日、最高裁判所は、東京都教育委員会が平成15年10月23日付で発出した、「入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱の実施について(通達)」に基づく職務命令は、思想及び良心の自由を侵すものではなく、憲法19条に違反するものではないと判断しました。その後も最高裁判所においては同様の判断が繰り返されており、平成25年9月6日の判決も同様の判断でした。

このように、最高裁判所の判決においては、学習指導要領に基づき自校の入学式、卒業式等を適正に実施するため、校長が職務命令を発出することは何ら問題がないとされています。

(所管：指導部指導企画課)

6. 10・23通達を撤回すること。

(回答)

これまでに出された裁判所の判断において、東京都教育委員会が平成15年10月23日付で発出した、「入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱の実施について（通達）」は、旧教育基本法第10条第1項にいう「不当な支配」には該当しないとされています。

よって、本通達を撤回する考えはありません。

(所管：指導部指導企画課)

7. 10・23通達に係わって懲戒処分を受けた教職員を対象とした「サービス事故再発防止研修」を行わないこと。

(回答)

懲戒処分の原因となったサービス事故の再発を防止するため、関係規定に基づき、懲戒処分を受けた者に対し、サービス事故再発防止研修を実施します。

(所管：人事部職員課)

8. 問題の解決のために都教育庁関係部署（人事部職員課、指導部指導企画課、指導部高等学校教育指導課、教職員研修センター研修部教育経営課など）の責任ある職員と被処分者の会・同弁護団との話し合いの場を早期に設定すること。

(回答)

そのような考えはありません。

なお、団体からの要請等については、総務部教育情報課を通じて御意見等をお聞きするとともに、必要に応じて回答をしているところです。

(所管：人事部職員課、指導部指導企画課、指導部高等学校教育指導課、教職員研修センター研修部教育経営課)

9. 以上を検討するにあたり、本請願書を教育委員会で配付し、判決について慎重に検討し、議論し、回答すること。

(回答)

既に方針が決定済みの事項であることから、東京都教育委員会事案決定規程等に基づいて回答します。教育委員会への報告及び教育委員会での審議は行いません。

(所管：人事部職員課、指導部指導企画課、指導部高等学校教育指導課、教職員研修センター研修部教育経営課)

10. 平成29年9月15日の東京地裁判決を受け入れ、控訴しないこと。

(回答)

係争中の訴訟事案に関することは、お答えすることはできません。

(所管：総務部法務監察課)